

## 平成28年度第4回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成28年10月12日(水) 午前10時30分～午前11時

2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 林真吾 下村友美

4 議題

豊山町長選挙の執行について

5 会議資料

報告第1号 選挙を行うべき事由が生じた旨の告示について

議案第14号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第15号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第16号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第17号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第18号 投票用紙の色及び文字の色を定めること

議案第19号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第20号 ポスターを掲示することができる日を定めること

議案第21号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

議案第22号 選挙時登録の登録日等を定めること

議案第23号 投票所を定めること

議案第24号 期日前投票所を定めること

議案第25号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第26号 選挙公報の掲示の順序を定めるために行うくじの日時、  
場所を定めること

議案第27号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじ  
の日時、場所を定めること

議案第28号 選挙立会人を定めるくじの日時、場所を定めること

## 6 議事内容

書記： 改めましておはようございます。定刻よりも若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただ今から平成28年度第4回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

では初めに委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

このたび、議長から平成28年10月7日付けで町長の辞職に関する通知を受けましたので、公職選挙法に基づき、通知の日から50日以内に町長選挙を行う必要があります。本日の委員会の議題は、その町長選挙の執行に関するものについて、でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

書記： ありがとうございます。議事の取り廻しを委員長にお願いします。

委員長： 本日は、報告が1件、議案が15件ございます。

初めに、議題（1）豊山町長選挙の執行についてです。

関連がありますので、一括して事務局に、報告第1号と議案第14号から議案第28号までの説明を求めます。

事務局： 順次報告いたします。まず報告第1号、選挙を行うべき事由が生じた旨の告示です。経緯を申し上げますと、鈴木幸育町長から平成28年10月6日付けで辞職願が出ました。それを受け、平成28年10月7日付けで、議長から選挙管理委員会に対して町長の退職に関する通知がありましたので、この通知の日から50日以内に町長選挙を行う必要があります。

豊山町選挙管理委員会告示第24号をご覧ください。こちらの告示は、選挙事由が生じた日を定めております。選挙事由を生じた日は、選挙管理委員会に通知が届いた日となります。この告示を行う意味は、報告第1号にあります3つの法律の条文、公職選挙法第143条第13項、第199条の5第4項及び地方自治法施行令第92条第4項に関連する告示になります。告示した日の翌日から選挙期日までの間は、候補者等の後援会に関する寄附、政治活動ポスターの掲示、直接請求に係る署名収集が禁止されます。10月8日から選挙当日まではこれらの行為が禁止されます。任期満了ですと、60日前からと決まっていますのでこういう告示はしませんが、今回は任期満了ではありませんので、このような告示が法律で決まっています。選挙管理委員会を開催する前の告示が必要でしたので、先に告示させていただき、事後報告となりますので、ご確認をお願いいたします。

続いて議案の説明に移ります。

議案第14号をご覧ください。選挙の期日及びこれを告示する日を定めること、になります。平成28年11月20日を選挙の期日とし、その告示を11月15日といたします。

続いて、議案第15号、選挙長及び同職務代理者を選任すること、になります。選挙長に水野委員長、職務代理者を坪井委員にお願いしたいと思います。

続いて、議案第16号、開票事務と選挙会事務を合同すること、になります。前回の町議選と同じく、開票事務が終わってからそのまま、当選者を決定する選挙会事務を併せて行う告示を行います。

続いて、議案第17号、選挙会の日時及び場所を定めること、になります。立候補者が2名以上いまして、投票になる場合は、選挙の当日11月20日日曜日の午後9時から開票と合わせて選挙会を行います。場所は会議室1・2になります。立候補者が1名で、無投票となった場合は、翌日の21日月曜日午前10時から会議室4で選挙会を行い、その後に当選証書の付与式を行います。

続いて、議案第18号、投票用紙の色及び文字の色を定めること、をご覧ください。今回は町が執行する選挙ですので、投票用紙の色等を定める必要があります。今回は、投票用紙の色は白色、文字は黒色とします。

続いて、議案第19号、ポスター掲示場を設置する場所を定めること、になります。今までと同様35か所を予定しています。具体的な場所は、次のページの一覧表になります。前回の参議院選挙と変更ありません。

続いて、議案第20号、ポスターを掲示することができる日を定めること、になります。ポスターの掲示は告示日に貼ることが出来ます。立候補届けを出されてから貼ることが出来ます。

続いて、議案第21号、ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること、になります。町で区画を定める必要がありまして、最大4人の立候補を想定しまして4区画といたします。

続いて、議案第22号、選挙時登録の登録日等を定めること、になります。選挙人名簿の登録の日付は、町で執行する選挙になりますので、登録日等、縦覧日を定める必要があります。登録日は告示日の前日であります、11月14日月曜日、年齢は、当日に18歳を迎えても投票ができますので、11月20日を基準とします。縦覧は告示日の15日、午前8時30分から午後5時に選挙管理委員会事務局で行うことができるよう告示をいたします。

続いて、議案第23号、投票所を定めること、になります。前回の参議院選挙と同様、豊場東、豊場西、豊場南、富士、青山の5か所を投票所と定めます。

続いて、議案第24号、期日前投票所を定めること、をご覧ください。期日前投票所は役場の会議室と定めることを告示します。

続いて、議案第25号、不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること、

になります。病院等で不在者投票をされる方については、告示日の前に先に投票用紙を郵送することができます。町で告示した日から送付できますので、今回は11月10日木曜日と定めます。この日から不在者投票事務を始めることができます。

続いて議案第26号、選挙公報の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること、になります。選挙公報の掲載の順番については、くじで定めることとなっています。くじは、告示日の11月15日午後6時から会議室1で行います。くじは委員長に御出席をお願いいたします。

続いて、議案第27号、投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること、になります。投票所の氏名掲示の並び順を決めるくじになります。午後6時からの選挙公報の掲載順を決めるくじの後、午後6時15分から会議室1で行います。こちらにも委員長の出席をお願いいたします。

最後、議案第28号、選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めることになります。こちらは、選挙立会人が10名を超える場合は、くじで立会人を決める必要があります。くじを11月18日午前9時から会議室1で行います。くじの必要が生じましたら、早急に委員長にお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：(無し)

委員長：無いようですので、ここで採決に入ります。議案第14号から議案第28号まで、賛成の方の挙手を求めます。

委員：(全員挙手)

全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で何かありましたら、お願いします。

事務局：事務局から2点、報告します。

1点目は、豊山町長選挙の執行に係る選挙管理委員の業務予定についてです。議案の後ろの業務予定を見ながら説明いたします。本日の選挙管理委員会を受け、選挙期日は11月20日に決定しました。これを受け、立候補者に対して事前説明会を行う必要があります。日程は、10月24日月曜日の午後2時から行います。委員全員の出席をお願いします。場所は3階の会議室3・4です。説明会でお配りした資料等を立候補者が記載して、11月4日金曜日に書類の事前審査を行います。こちらは事務局で対応します。同じく選挙車両の点検を、警察の方の立ち会いで11月11日金曜日に役場の駐車場で行います。こちら事務局で行います。

告示日の11月15日火曜日は、朝8時30分から立候補の受付を行いますので、委員全員の出席をお願いいたします。場所は会議室1になります。立候補を午後5時で終わらせて、そのあと、午後6時から選挙公報と氏名等の掲示の掲載順序のくじを順次行ってまいります。選挙公報は午後6時から、氏名等掲示は午後6時15分から、委員長にくじを引いてまいりますので、ご出席をお願いいたします。

続いて期日前投票の日程となります。告示日の翌日から4日間が期日前投票となります。16日から18日に各委員に御出席をお願いいたします。場所は会議室1で午前8時30分から午後8時まで行います。

11月18日の金曜日は、各投票会場の設営状況の点検に行きますので、全委員が午後3時30分に集合いただきますようお願いいたします。19日土曜日の期日前投票は職員で対応いたします。

選挙当日になります。午前6時に1階の監査委員室前に集合をお願いします。

投票管理者に選任された委員につきましては、それぞれ投票所へ移動をお願いいたします。午後8時までの投票が終わりましたら戻ってきていただきまして、開票を午後9時から終了の選挙会が終わるまでお願いいたします。当選者が確定した後に当選告知を行います。前回の町議員選は、10名いましたので皆さんで分担してお配りしましたが、今回は1名ですので、分担についてはこちらで決めまして、ご相談いたします。

最後に、翌日11月21日の月曜日、午前10時から当選証書の付与式を行いますので、全員の御出席をお願いいたします。場所は3階の会議室4です。

無投票の場合につきましては、選挙会を21日の月曜日に午前10時から同じ会議室4で行います。

2点目は、町議会議員の補欠選挙についてです。現時点では話はありませんが、公職選挙法上、町長選挙の告示日の11日前、11月4日までに議員が辞職をして、その旨が議長から選挙管理委員会へ通知があった場合は、便乗選挙として町長選挙と補欠選挙を合わせて行う必要があります。補欠選挙を執行することになりましたら、改めて補欠選挙の議案を作成しまして選挙管理委員会へ提案をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

委員： 1名辞職でも補欠選挙を行いますか。

事務局： 11月4日までの辞職の場合は、たとえ1名であっても補欠選挙を行います。

11月5日以降になりますと、通常法律要件となりますので、議員定数の6分の1、豊山町ですと2名が辞職をしますと補欠選挙となります。ただし、同日には出来ませんので、別の日を設定して補欠選挙を行う必要があります。辞職届を出されて、選挙管理委員会へ通知が届いたタイミングで決まります。通知が届いた段階で選挙の可能性があれば、皆さんにご連絡して、選挙管理委員

会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員： 2名以上の辞職があったら、別の日に選挙ということでしょうか。

事務局： 11月4日までに1名以上の辞職があったら、町長選挙と同日に行います。

11月5日以降は、1名の場合は補欠選挙にならず、欠員のままです。2名以上の場合は、補欠選挙が必要となります。11月4日の時点で状況を各委員へ報告いたします。

委員長： 他に何かありますでしょうか。

事務局： 追加の報告です。本日の決定を受けて、この後、マスコミに選挙期日等について情報提供をしますので、明日の新聞の朝刊に載ると思います。また、町のホームページにも告示日と投開票日と、事前説明会の日程を掲載する予定です。

また、投票管理者等の議案は、決まり次第ご連絡いたします。

委員長： 他に何かありますでしょうか。

以上で、本日の委員会は終了いたします。

大変ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成28年度第4回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成28年10月12日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信